

●第59回広島市都市計画審議会（R元年11月22日開催）

議題	名称等	議案の内容
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）道路の変更について（広島市決定）	3・1・305号駅前吉島線	今回の変更は、公共交通機関としての路面電車の広島駅と都心間のアクセス利便性の向上、強化を図るとともに、本市と交通事業者の官民連携による広島駅南口広場の立体的利用を行い、広島陸の玄関としての高次的交通結節点機能を実現するため、駅前広場の一部区域を削除するものである。また、新たに車線数を決定する。
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）交通広場の決定について（広島市決定）	301号広島駅南口交通広場	今回の決定は、本市と交通事業者の官民連携による広島駅南口広場の立体的利用を行い、広島陸の玄関としての高次的交通結節点機能を実現するため、301号広島駅南口交通広場を決定するものである。
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）通路の変更について（広島市決定）	301号広島駅自由通路	今回の変更は、本市と交通事業者の官民連携による広島駅南口広場の立体的利用を行い、広島陸の玄関としての高次的交通結節点機能を実現するため、301号広島駅自由通路と301号広島駅南口交通広場を立体的に接続することで広島駅周辺地区の歩行者ネットワークの更なる構築が可能となることから、301号広島駅自由通路の区域を変更するものである。
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）道路の決定について（広島市決定）	10・7・301号駅前大橋線	今回、公共交通機関としての路面電車の広島駅と都心間のアクセス利便性の向上、強化を図るため、特殊街路（路面電車道）として10・7・301号駅前大橋線を追加する。
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）軌道の決定について（広島市決定）	301号広島駅軌道	今回の決定は、本市と交通事業者の官民連携による広島駅南口広場の立体的利用を行い、広島陸の玄関としての高次的交通結節点機能を実現するため、301号広島駅軌道を決定するものである。
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の変更について（広島市決定）	平和大通り地区外2地区	防火地域内の建築物に関する規制の合理化を目的として、建築基準法が令和元年6月25日に改正された。この度の改正に伴い、平和大通り地区、リバーフロント地区、都心幹線道路沿道地区（計3地区）の地区計画において、引用している建築基準法の条文の項ずれ及び内容の変更を行う。